

十勝がんセンターボード 話題提供規約

制定日 令和8年4月8日

第1条（目的）

本規約は、十勝がんセンターボード（以下「本ボード」という）において話題提供（症例提示、事例紹介、課題共有等）を行う者が遵守すべき事項を定め、個人情報の適切な保護、倫理的配慮および円滑で建設的な意見交換を確保することを目的とする。

本規約は、「十勝がんセンターボード開催規約」第8条に基づき定めるものである。

第2条（話題提供の対象）

1. 話題提供の対象は、がん診療および患者支援に関する症例、支援上の課題、実践的な取り組み事例等とする。
2. 診療科、職種、施設の別を問わず、多職種・多施設による意見交換が可能で、教育的・建設的な議論が期待される内容とする。

第3条（事前連絡および調整）

1. 話題提供を希望する者は、原則として開催日の1週間前までに、事務局へ話題の概要を連絡するものとする。
2. 必要に応じ、関係診療科・関係職種への参加依頼について、事務局と協議のうえ調整を行う。

第4条（個人情報の保護）

1. 症例提示に際しては、患者の氏名、生年月日、診察券番号、カルテ番号、画像番号その他個人を特定し得る情報をすべて削除または匿名化しなければならない。
2. 特定の医療機関、診療科または個人を不当に批判する内容は避け、相互理解と改善を目的とした表現を用いるものとする。
3. 使用した資料は、各施設の個人情報保護および情報管理に関する規程に従い、適切に管理・廃棄する。

第5条（資料作成および提示方法）

1. 話題提供にあたっては、必要に応じて数枚程度のスライドを作成することが望ましいが、必須ではない。
2. 提示後の資料については、原則として配布・共有を行わない。

第6条（情報管理および記録）

1. 本ボードにおける話題提供内容の録画、録音および画面撮影は禁止とする。
2. 話題提供者は、提示内容の概要が事務局により開催記録として作成・保管されることに同意したものとみなす。
3. 公開範囲や記録内容について特段の配慮を要する場合は、事前に事務局へ申し出ることができる。

第7条（倫理的配慮）

1. 話題提供は、教育的・学術的目的に限り行うものとする。
2. 患者に不利益を及ぼすおそれのある行為、誤解を招く情報提供、または不適切な診療行為を助長する内容は認めない。

第8条（その他）

1. 本規約に定めのない事項については、がんセンターボード運営部会および事務局の協議により決定する。
2. 本規約は、運用状況や社会的要請等を踏まえ、必要に応じて見直し・改訂を行うことがある。

附則

本規約は、2026年4月8日より施行する。